

TM-Report Special

TSUNAKEN Monthly Report @Annual Version



2018年度版

# 外国人雇用 労働市場データ

ツナグ働き方研究所



この資料は、2019年1月25日に厚生労働省から発表された「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成30年10月末現在）をもとに作成しています。厚労省は毎年1月にその前年10月末の数字をもとに「外国人雇用状況」を発表しています。

労働市場の動向 -外国人雇用状況-	概況	P.3
	訪日外国人推移	P.4
	労働者数と雇用する事業者数推移	P.5
	国籍別労働者数推移	P.6
	在留資格別労働者数推移	P.7
	産業別労働者数推移	P.8
	産業別外国人労働者比率・依存度	P.9
	国籍別・産業別労働者数	P.10
	都道府県別労働者数	P.11
	【参考】都道府県別・産業別外国人労働者比率	P.13
Appendix	留学生アルバイト雇用にあたっての注意点	P.18
	新在留資格_特定技能の概要	P.19
	在留資格	P.20





## 訪日外国人

2018年に訪日した外国人の数は3,119万人と過去最高。国別で見ると、一番は中国で800万人超え、次いで750万人で韓国。

**3,119万人**



## 外国人事業所数

外国人労働者を雇用する事業所数は216,348か所で、前年同期比 +21,753 か所、+11.2% (2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新)

**21.6万か所**



## 外国人労働者数

国人労働者数は1,460,463人で、前年同期比181,793人、14.2%の増加 (2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新)

**146万人**



## 国籍別労働者数 No.1

中国 (香港等を含む) が最も多く、約39万人。外国人労働者のうち、26.6%を占める。前年からの伸び率が一番高いのはベトナム31.6万人で、前年比21.7%の伸び。

**中国 : 26.6%**



## 都道府県別労働者数 No.1

最も多く外国人が働いているのは東京都の約43.9万人。そのうち8.7万人・22%が宿泊業、飲食サービス業の事業所に雇用されている。

**東京 : 43.9万人**



## 産業別労働者数 No.1

製造業が最も多く、約43.4万人。前年38.6万人から12.5%の伸び。前年からの伸び率が一番高いのは建設業6.8万人で、前年比24.4%の伸び。

**製造 : 43.4万人**



## 産業別外国人比率 No.1

就業者数に対し、外国人労働者の比率を試算。全体では、2.2%・45.6人に一人が外国人。産業別で最も比率が高いのは、宿泊業・飲食サービス業で、就業者のうち4.4%。22.5人に一人が外国人。

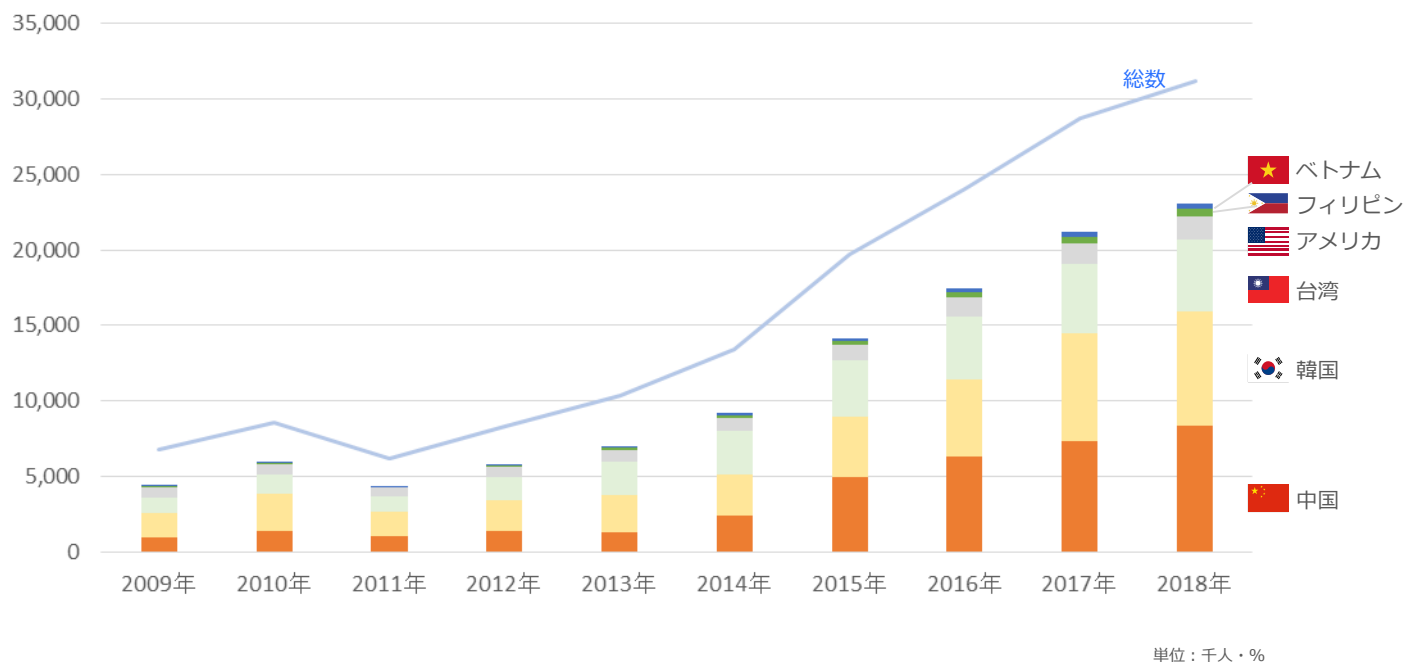
**宿泊・飲食サービス業 : 4.4%**

※矢印は対前年比

※厚労省「外国人雇用届出状況」の届け出状況まとめ (平成30年10月末現在) を加工/在留資格「外交」「公用」は除く

## 【参考】訪日外国人推移／2018年

- 2018年の訪日外国人客数は3,119万人（前年比8.7%増）。
- 日本政府観光局（JNTO）が統計を取り始めた1964年以降、最多を更新。前年からの伸び率では、2015年の47.1%以降、低下傾向が続く。
- 主要20市場のうち、香港を除く19市場で過去最高を記録。中でも、中国は全市場で初めて800万人台到達（前年比13.9%）。



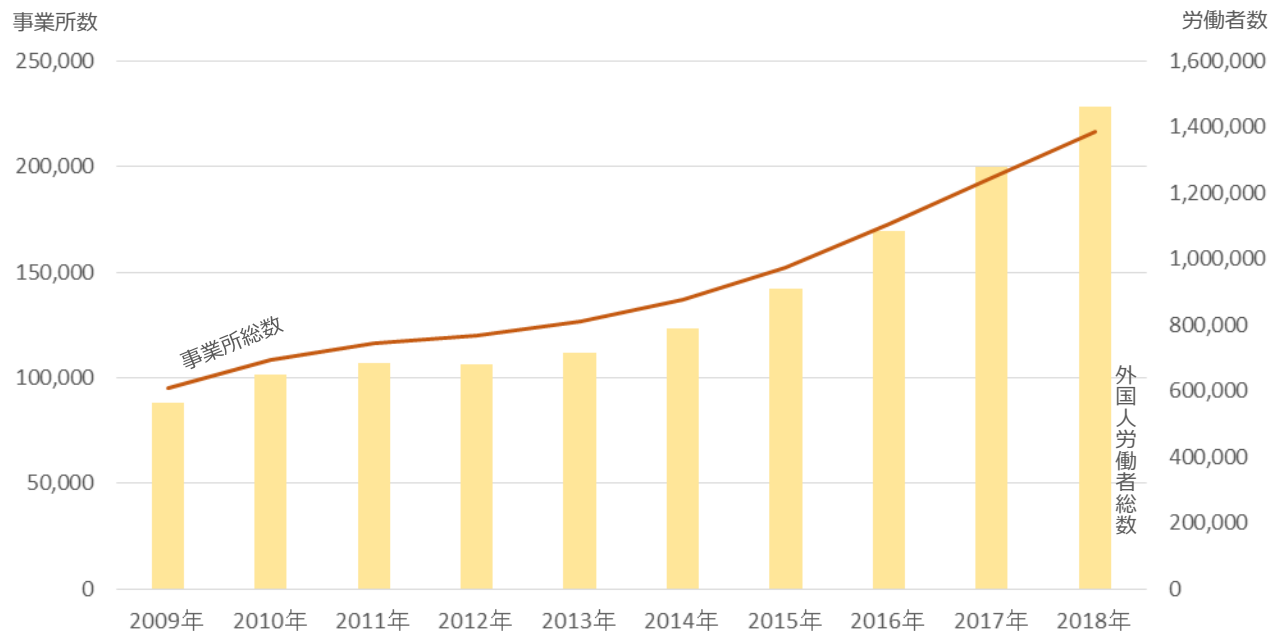
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
総数	8,351	6,790	8,611	6,219	8,358	10,364	13,413	19,737	24,040	28,691	31,192
前年比		-18.7%	26.8%	-27.8%	34.4%	24.0%	29.4%	47.1%	21.8%	19.3%	8.7%
中国	1,000	1,006	1,413	1,043	1,425	1,314	2,409	4,994	6,374	7,356	8,380
韓国	2,382	1,587	2,440	1,658	2,043	2,456	2,755	4,002	5,090	7,140	7,539
台湾	1,390	1,024	1,268	994	1,466	2,211	2,830	3,677	4,168	4,564	4,757
米国	768	700	727	566	717	799	892	1,033	1,243	1,375	1,526
フィリピン	82	71	77	63	85	108	184	268	348	424	504
ベトナム	35	34	42	41	55	84	124	185	234	309	389

※日本政府観光局（JNTO）国籍/月別 訪日外客数を加工（2017年・国別数値は未確定数値）

© 2019 TSUNAGU GROUP HOLDINGS Inc.

## 外国人雇用状況① 労働者数と雇用する事業者数推移／2018年10月末時点

- 2018年10月末時点の外国人労働者数は約146万人。2007年(平成19年)に届出を義務化して以来過去最高(前年同期比+14.2%)。
- 2011年の東日本大震災の影響で翌年はダウンしたが、それ以外は右肩上がりとなっている。
- 同じく外国人を雇用している事業所も、届出を義務化して以来過去最高となった(前年同期比+2.1万か所・11.2%)。



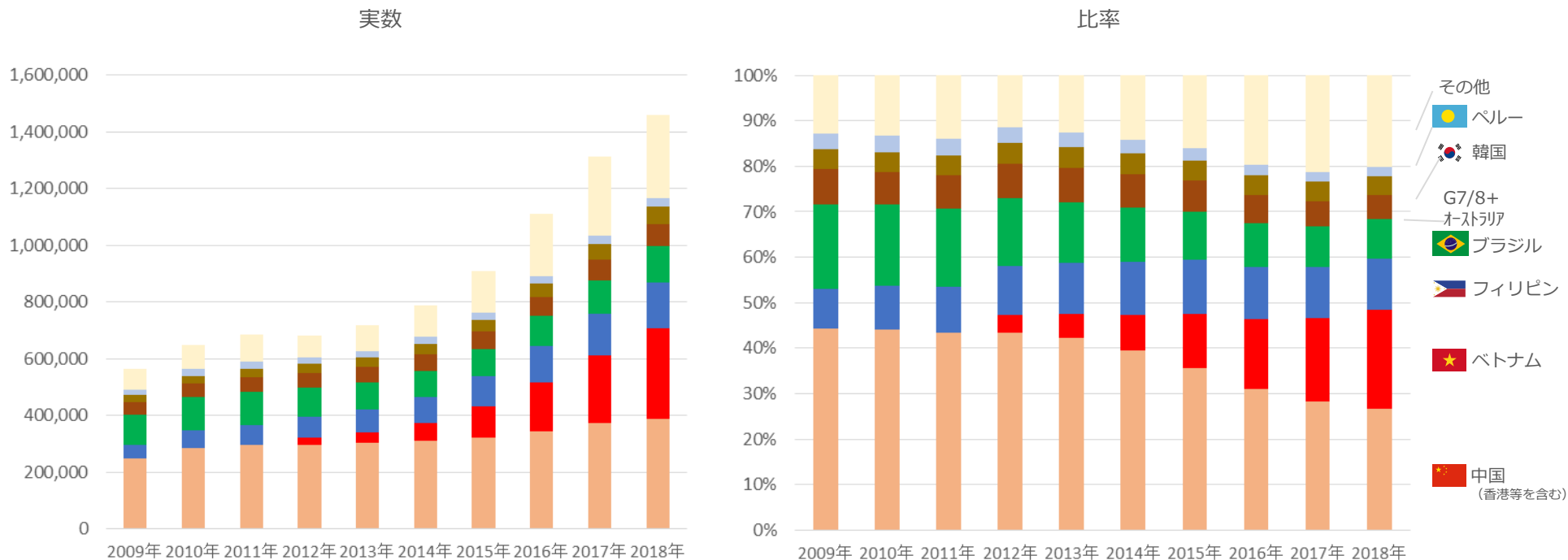
単位：所・人・%

	事業所数	外国人労働者数
2018年	216,348	1,460,463
前年伸び率	11.2%	14.2%
前年伸び	21,753	181,793
2017年	194,595	1,278,670

※厚労省「外国人雇用届出状況」の届け出状況まとめ(平成30年10月末現在)を加工/在留資格「外交」「公用」は除く

## 外国人雇用状況② 国籍別労働者数推移／2018年10月末時点

- 国籍別では、中国が最も多く38.9万人(外国人労働者全体の26.6%)。
- 届出を義務化した2007年は中国比率は40%を超えていた。引き続き最も労働者数が多いが、その比率は下げている。
- ベトナムが徐々にその差を詰めている。労働者数は中国に次いでベトナム240,259人(外国人労働者全体の21.7%)・前年比約1.5倍。



単位：人・%

	総数	中国 (香港等含む)	ベトナム	フィリピン	ブラジル	G7/8+ オーストラリア	韓国	ペルー	その他
2018年	1,460,463	389,117	316,840	164,006	127,392	77,505	62,516	28,686	294,401
比率	100.0%	26.6%	21.7%	11.2%	8.7%	5.3%	4.3%	2.0%	20.2%
前年伸び率	14.2%	4.5%	31.9%	11.7%	8.6%	5.3%	11.8%	3.6%	5.5%
2017年	1,278,670	372,263	240,259	146,798	117,299	73,636	55,926	27,695	278,953

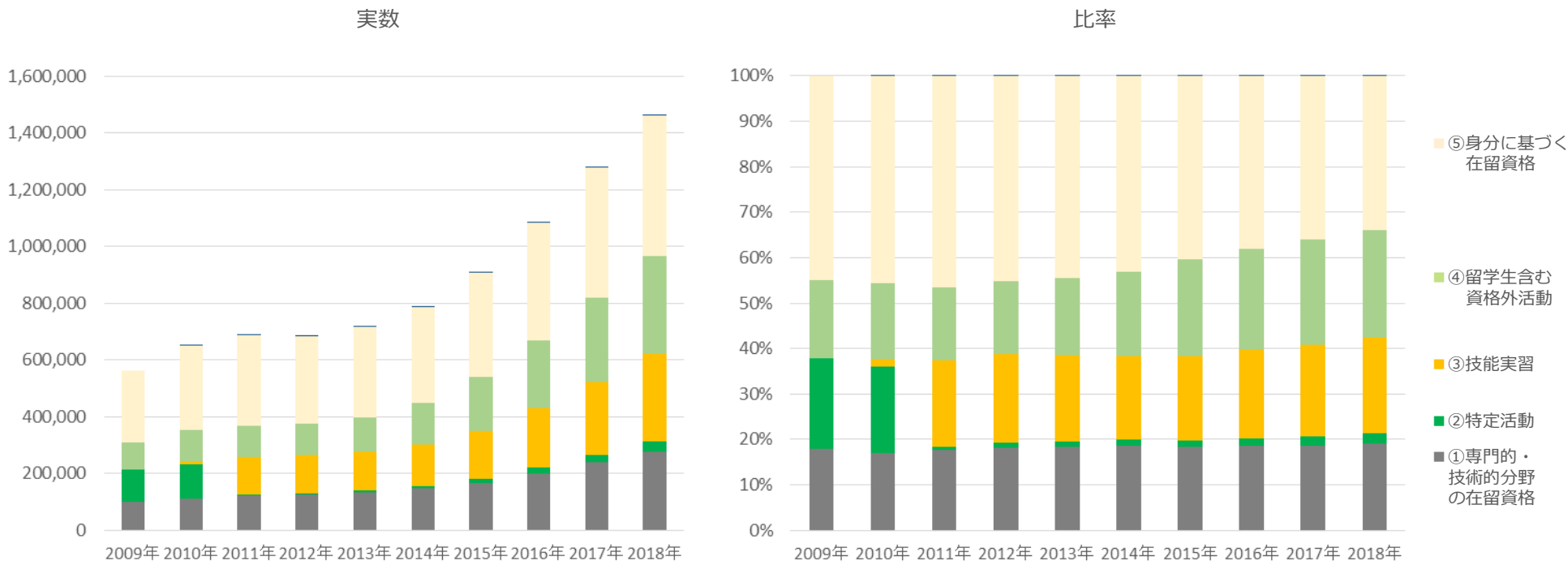
※厚労省「外国人雇用届出状況」の届け出状況まとめ(平成30年10月末現在)を加工  
© 2019 TSUNAGU GROUP HOLDINGS Inc.



## 外国人雇用状況③ 在留資格別労働者数推移／2018年10月末時点

- 資格別では、⑤「身分に基づく在留資格」（日本人の配偶者や永住者）が多くを占めているものの、2009年の45%からは10ポイント以上減少。
- ③「技能実習」が全体の21.1%。実数で前年から最も数を増やしていて、5万人の増加。次いで④「留学生含む資格外活動」で+4.8万人。
- 4月から始まる新資格「特定技能」により翌年は変動が生じそうである。

※在留資格に関してはAppendix参照



単位：人・%

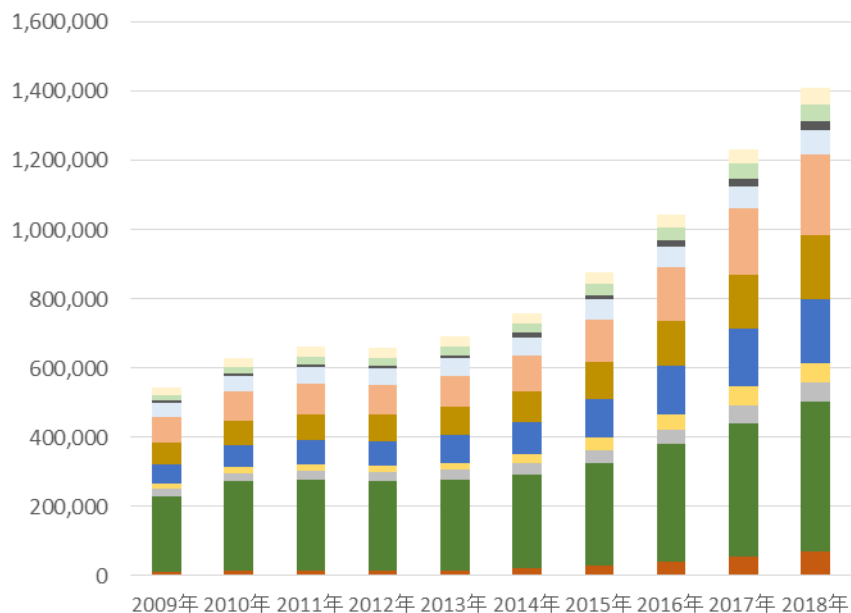
	総数	①専門的・技術的分野 の在留資格		②特定活動	③技能実習	④留学生含む資格外活動		⑤身分に基づ く在留資格	⑥不明
		計	うち技術・人文知 識・国際業務			計	うち留学		
2018年	1,460,463	276,770	213,935	35,615	308,489	343,791	298,461	495,668	130
比率	100.0%	19.0%	14.6%	2.4%	21.1%	23.5%	20.4%	33.9%	0.0%
前年伸び率	14.2%	16.1%	18.6%	35.6%	19.7%	15.7%	15.0%	8.0%	132.1%
2017年	1,278,670	238,412	180,367	26,270	257,788	297,012	259,604	459,132	56

※厚労省「外国人雇用届出状況」の届け出状況まとめ（平成30年10月末現在）を加工  
 ※「③技能実習」の資格が2011年にでき、届出方が変更となった（それ以前は「②特定活動」に内包）  
 © 2019 TSUNAGU GROUP HOLDINGS Inc.

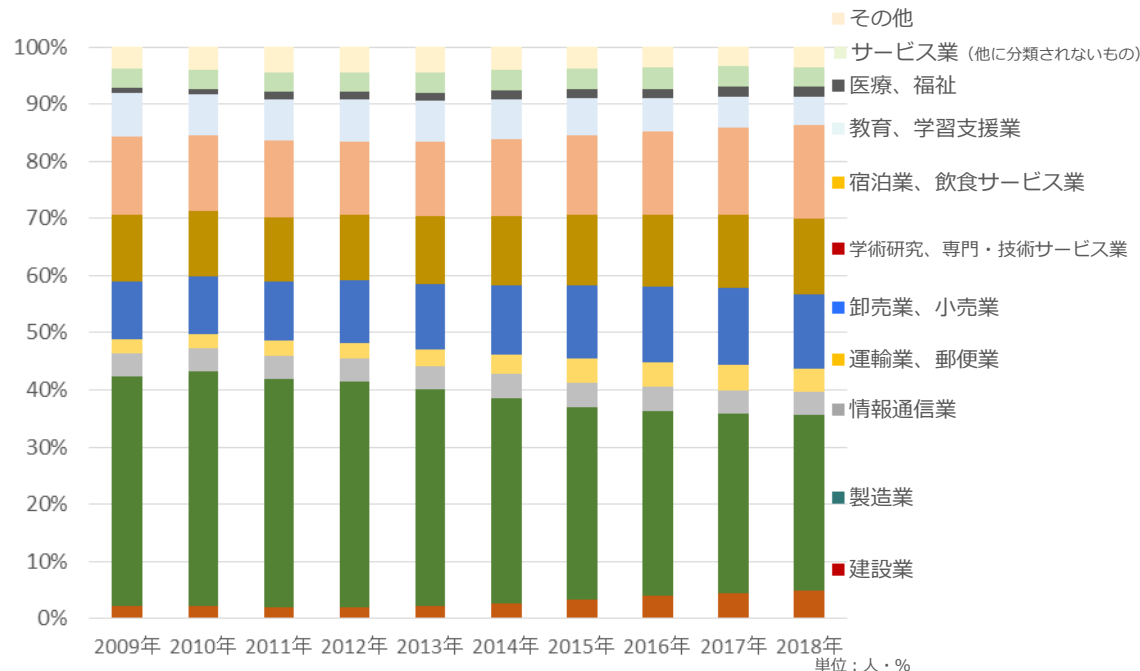
## 外国人雇用状況④ 産業別労働者数推移／2018年10月末時点

- 届出を義務化した2007年以降、全産業で過去最多の労働者数。製造業が最も多く、43.4万人（前年から+4.8万・外国人労働者全体の29.7%）。
- 10年前の2009年は、製造業が外国人労働者全体の38.9%を占めていたが、2018年は29.7%。労働者数は最多だが、9ポイント比率を下げている。
- 代わってシェアが上がっているのは卸・小売、宿泊・飲食といったサービス業で、合わせて19.3%から25.4%と6ポイント増。
- 前年比一番の伸びは建設業+24.4%。次いで、'17年から技能実習に追加された介護を含む、医療、福祉+23.2%。

実数



比率

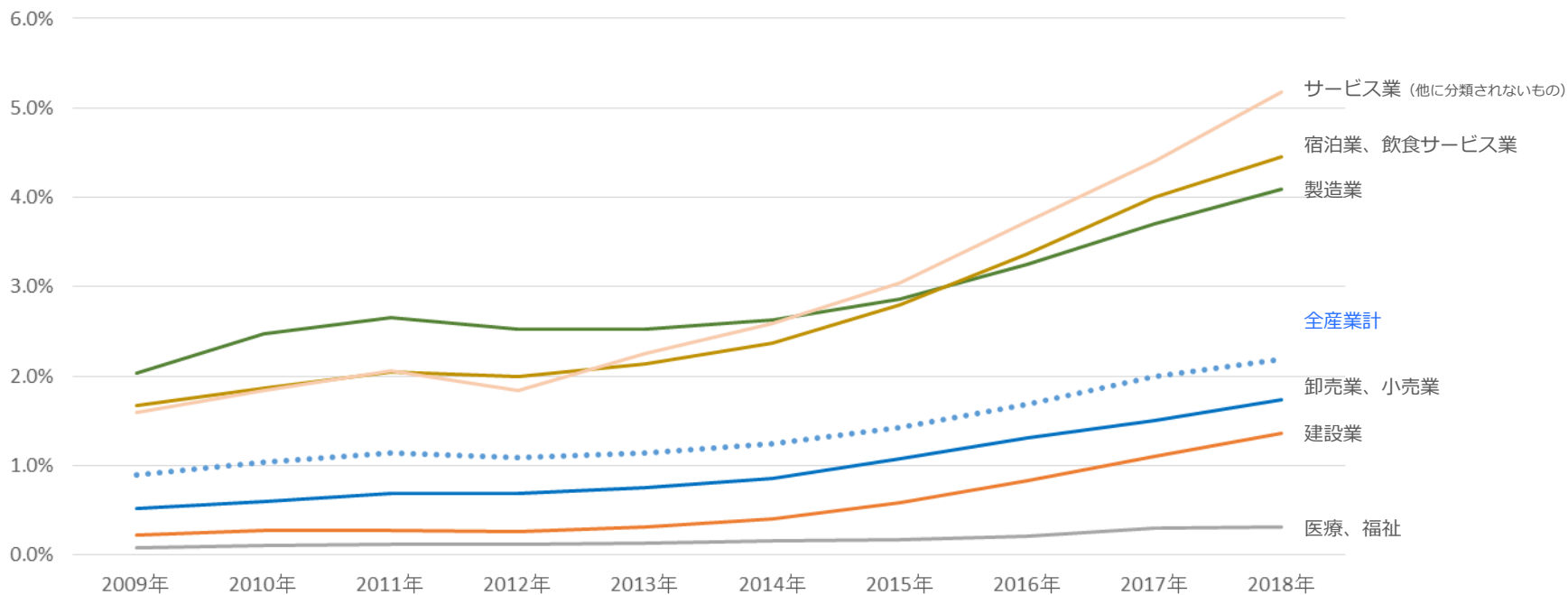


	全産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	教育、学習支援業	医療、福祉	サービス業（他に分類されないもの）	その他
2018年	1,460,463	68,604	434,342	57,620	54,961	186,061	49,233	185,050	69,764	26,086	230,510	48,999
比率	100.0%	4.7%	29.7%	3.9%	3.8%	12.7%	3.4%	12.7%	4.8%	1.8%	15.8%	3.4%
前年伸び率	14.2%	24.4%	12.5%	10.7%	2.0%	12.0%	11.8%	17.2%	6.8%	20.0%	21.4%	15.2%
2017年	1,278,670	55,168	385,997	52,038	53,867	166,182	44,056	157,866	65,309	21,734	189,858	42,539

※厚労省「外国人雇用届出状況」の届け出状況まとめ（平成30年10月末現在）を加工  
 ※産業分類は 2013年10月改訂の日本標準産業分類に対応しているが、それ以前の数値は近いもので集計  
 © 2019 TSUNAGU GROUP HOLDINGS Inc.

## 外国人雇用状況⑤ 産業別外国人労働者比率・依存度／2018年10月末時点

- 日本の全就業者数に占める外国人労働者への比率は、全体では届出を義務化した2007年0.9%から2.2%にまで上昇。就業者45.6人に1人が外国人。
- 産業別ではビルメンテナンス、廃棄物処理などを含む「サービス業（他に分類されないもの）」が、全就業者数のうち5.2%。労働者数が最多の「製造業」では全就業者のうちの4.1%が外国人となっている。
- また、「宿泊、飲食」も外国人比率が4.4%・22.5人に1人が外国人となっており、依存度が高い。



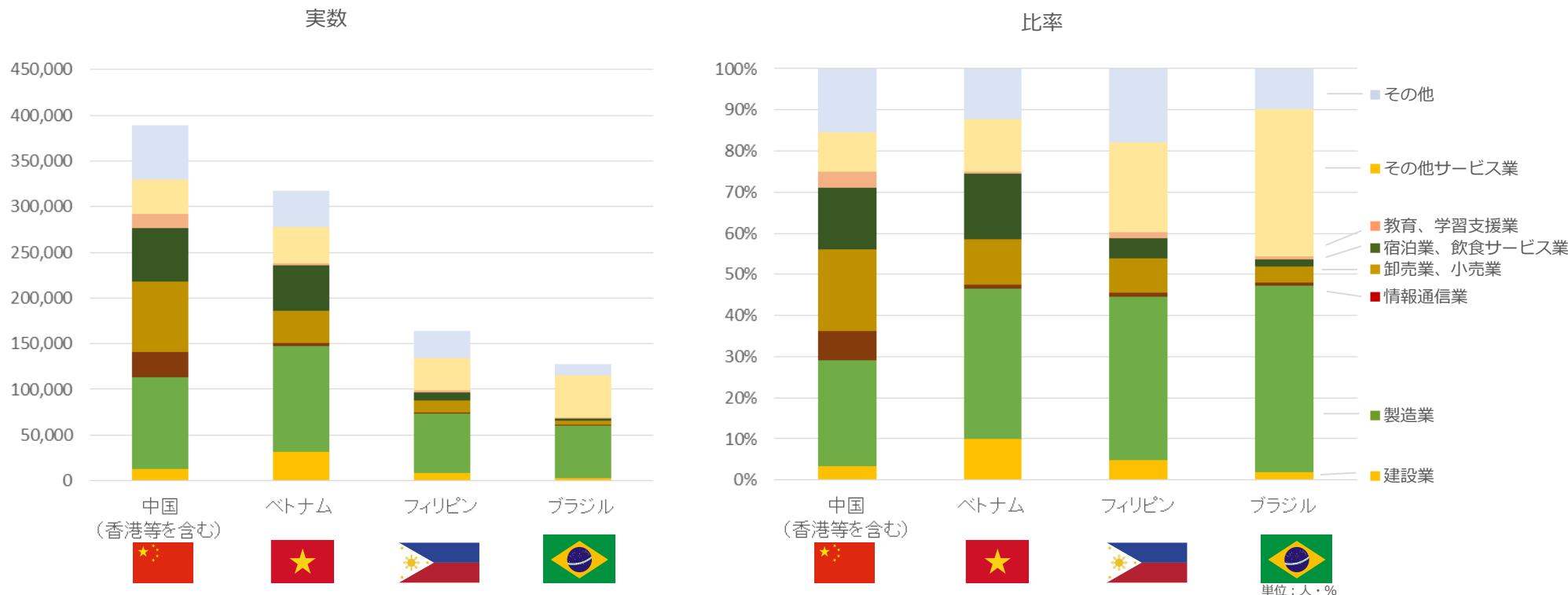
単位：人・%

	全産業計	建設業	製造業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	教育、学習支援業	医療、福祉	サービス業（他に分類されないもの）
就業者数	66,640,000	5,030,000	10,600,000	2,200,000	3,410,000	10,720,000	2,390,000	4,160,000	3,210,000	8,310,000	4,450,000
外国人労働者数	1,460,463	68,604	434,342	57,620	54,961	186,061	49,233	185,050	69,764	26,086	230,510
比率	2.2%	1.4%	4.1%	2.6%	1.6%	1.7%	2.1%	4.4%	2.2%	0.3%	5.2%
依存度	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	45.6人	73.3人	24.4人	38.2人	62.0人	57.6人	48.5人	22.5人	46.0人	318.6人	19.3人

※※厚労省「外国人雇用届出状況」の届け出状況まとめ（平成30年10月末現在）・総務省「労働力調査」平成30年平均（速報）を加工  
 ※産業分類は 2013年10月改訂の日本標準産業分類に対応しているが、それ以前の数値は近いもので集計

## 外国人雇用状況⑥ 国籍別・産業別労働者数／2018年10月末時点

- 労働者数が多い国を抜粋し、産業別に見ると、全体的には製造業の労働者が多く、各国労働者全体の25%以上。
- 中国、ベトナムは宿泊・飲食サービス業も多く、ともに5万人超・約15%が働いている。



	全産業計	建設業	製造業	情報通信業	卸売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	教育、学習支援業	サービス業(他に分類されないもの)	その他
中国 (香港等を含む)	389,117	12,696	100,854	27,088	77,401	58,027	16,092	37,040	59,919
ベトナム	316,840	31,949	115,223	3,611	34,773	50,427	1,518	40,556	38,783
フィリピン	164,006	8,144	64,961	1,673	13,464	8,232	2,555	35,503	29,474
ブラジル	127,392	2,584	57,676	868	4,891	2,206	937	45,792	12,438

※厚労省「外国人雇用届出状況」の届け出状況まとめ(平成30年10月末現在)を加工  
 ※その他は、全産業計から表示している産業の労働者数を引いて独自に算出  
 © 2019 TSUNAGU GROUP HOLDINGS Inc.

# 外国人雇用状況⑦ 都道府県別労働者数／2018年10月末時点

- 2018年10月末時点で外国人労働者が多いのは、圧倒的に東京都43.8万人(前年比+4.3万人)で、国内の30.0%が集中している。
- 次いで愛知県15.1万人(同+2.2万人)で国内の10.4%。
- 10年前(2009年)と比べると、上位10都府県の顔触れはほぼ変わらないが、福岡が3.9倍・東京は3.2倍・大阪、千葉で3.0倍となっている。

都道府県別労働者数 2009年と2018年比較

	2018年10月		2017年10月		2009年10月		2009年から	2009年から
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	2018年の増数	2018年の伸び
全国	1,460,463	100.0%	1,278,670	100.0%	562,818	100.0%	897,645	2.6 倍
1 東京	438,775	30.0%	394,834	30.9%	138,907	24.7%	299,868	3.2 倍
2 愛知	151,669	10.4%	129,155	10.1%	67,728	12.0%	83,941	2.2 倍
3 大阪	90,072	6.2%	72,226	5.6%	29,545	5.2%	60,527	3.0 倍
4 神奈川	79,223	5.4%	69,400	5.4%	31,700	5.6%	47,523	2.5 倍
5 埼玉	65,290	4.5%	55,534	4.3%	23,298	4.1%	41,992	2.8 倍
6 静岡	57,353	3.9%	51,832	4.1%	34,618	6.2%	22,735	1.7 倍
7 千葉	54,492	3.7%	49,335	3.9%	18,201	3.2%	36,291	3.0 倍
8 福岡	46,273	3.2%	39,428	3.1%	11,745	2.1%	34,528	3.9 倍
9 茨城	35,062	2.4%	31,365	2.5%	14,161	2.5%	20,901	2.5 倍
10 群馬	34,526	2.4%	29,319	2.3%	12,349	2.2%	22,177	2.8 倍

北海道  
21,026

青森  
3,137

秋田 1,953  
岩手 4,509

山形 3,754  
宮城 11,001

石川 9,795  
富山 10,334  
新潟 8,918  
福島 8,130

群馬 34,526  
栃木 24,016  
茨城 35,062

長野 17,923  
山梨 6,910  
東京 438,775  
千葉 54,492

岐阜 31,279  
山梨 6,910  
愛知 151,669  
静岡 57,353  
神奈川 79,223

福井 8,651  
滋賀 17,238  
三重 27,464  
和歌山 2,395

京都 17,436  
奈良 4,116

大阪 90,072

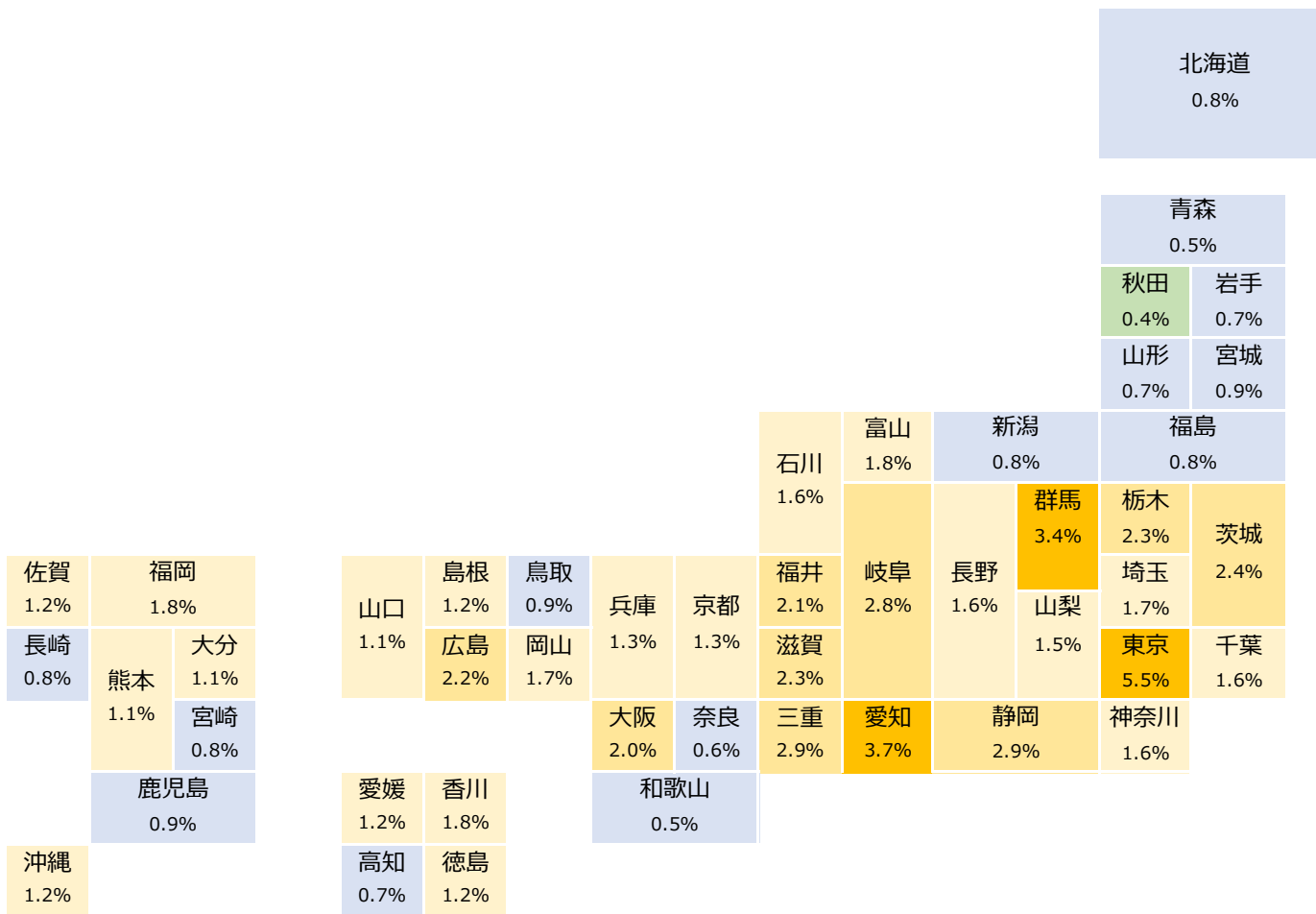
佐賀 5,258  
福岡 46,273  
長崎 5,433  
熊本 10,155  
大分 6,254  
宮崎 4,144  
鹿児島 6,862  
沖縄 8,138

山口 7,723  
島根 4,297  
鳥取 2,755  
広島 31,851  
岡山 16,297  
兵庫 34,516  
京都 17,436  
愛媛 8,376  
香川 8,703  
高知 2,592  
徳島 4,389

単位：人

- 10万以上
- 5万～10万未満
- 3万～5万未満
- 1万～3万未満
- 1万未満

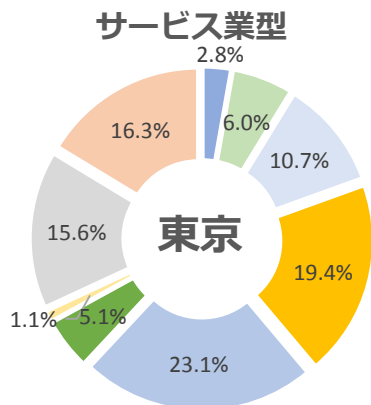
# 【参考】 都道府県別労働者数 に対する外国人比率



3.0%以上  
 2.0~3.0%未満  
 1.0~2.0%未満  
 0.5~1.0%未満  
 ~0.5%未満

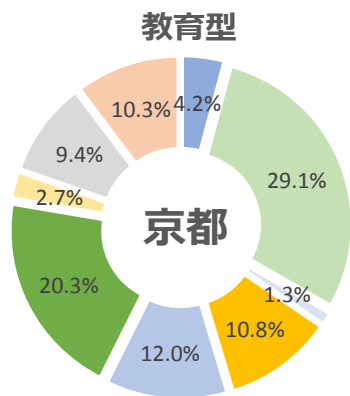
※総務省「労働力調査（基本集計）都道府県別結果」（2018年平均）と厚労省「外国人雇用届出状況」の届け出状況まとめ（2018年10月末）を加工（労働力調査は、都道府県別に集計していないため、推計値として公開されているデータを使用）

# 【参考】都道府県別・産業別外国人労働者比率 ※一部抜粋／2018年10月末時点



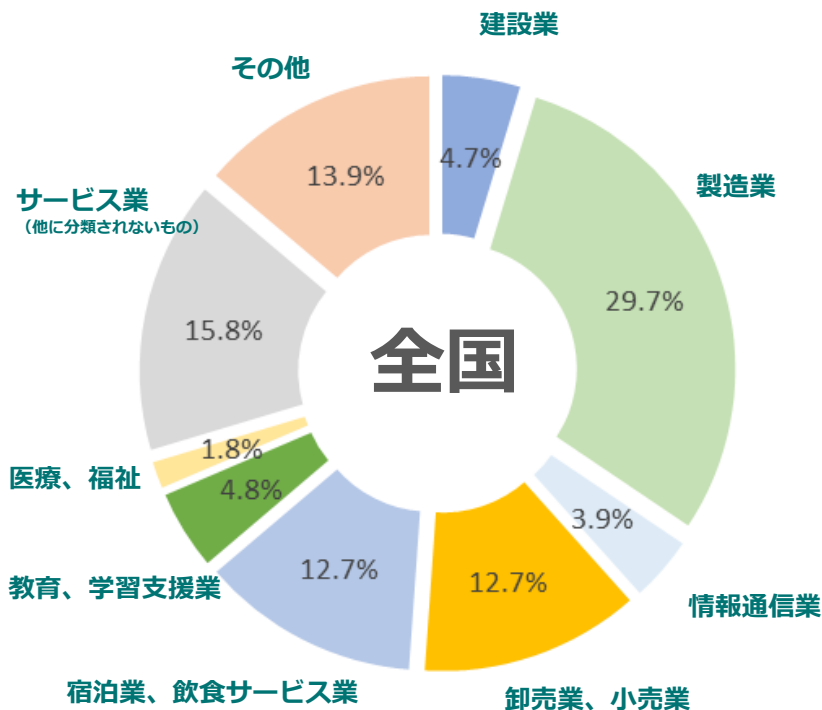
外国人労働者数が、国内最多で、そのうち5割弱が宿泊・飲食や卸・小売業といったサービス業で働いている。なお、製造業の都内比率は6%と低いが、労働者数は愛知に次いで全国2位。

▷他にサービス業比率が高い県  
・福岡・沖縄

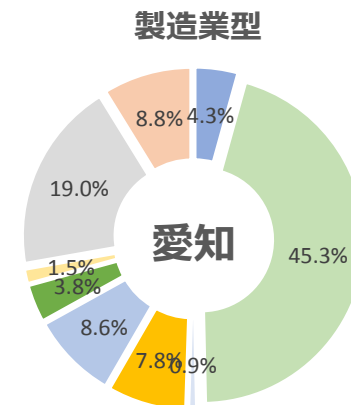


教育関連の比率が高く、20.3%。比率が20%以上は京都のみ。

▷他に教育比率が高い県  
・秋田

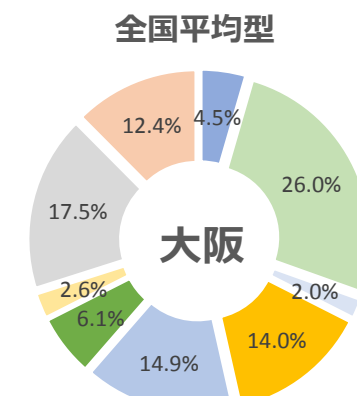


※厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（10月末時点）をもとに加工



製造業の外国人労働者数1位。言わずと知れた大手自動車メーカーを始め製造業多数。

▷他に製造業比率が高い県  
・静岡・埼玉



製造業26%、次いでその他サービス、宿泊・飲食、卸・小売がそれぞれ15%前後。全国平均と同じ傾向。

▷他に似た傾向の県  
・神奈川・千葉

# 【参考】都道府県別・産業別外国人労働者数 ※詳細／2018年10月末時点

	北海道・東北							北陸				北関東					南関東				東海			
	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	新潟	富山	石川	福井	茨城	栃木	群馬	山梨	長野	埼玉	千葉	東京	神奈川	岐阜	静岡	愛知	三重
全産業計	21,026	3,137	4,509	11,001	1,953	3,754	8,130	8,918	10,334	9,795	8,651	35,062	24,016	34,526	6,910	17,923	65,290	54,492	438,775	79,223	31,279	57,353	151,669	27,464
建設業	1,404	184	248	760	52	240	697	578	861	427	450	1,341	689	960	280	651	6,505	4,282	12,157	6,729	1,180	2,202	6,533	1,159
製造業	5,781	1,569	2,687	4,155	987	2,143	3,382	4,080	5,217	5,214	3,873	15,215	10,579	14,432	2,780	9,215	25,827	14,320	26,302	24,600	18,099	24,936	68,776	14,228
情報通信業	441	3	9	135	5	10	18	89	21	28	22	309	36	120	5	113	487	479	47,044	3,046	64	228	1,297	31
卸売業、小売業	2,670	247	266	1,126	185	153	1,094	1,106	869	698	580	1,879	1,311	1,720	462	784	6,253	7,668	84,946	10,524	1,304	3,445	11,882	1,354
宿泊業、飲食サービス業	1,663	148	153	1,118	138	123	533	632	473	607	261	947	912	1,374	437	1,093	5,074	6,525	101,405	8,885	1,249	3,131	13,056	1,262
教育、学習支援業	2,525	145	328	1,001	272	212	295	629	140	904	129	1,703	675	357	265	443	1,712	1,729	22,190	2,716	549	1,309	5,735	411
医療、福祉	312	77	71	212	36	112	143	163	201	152	106	471	263	509	139	286	1,542	1,880	4,771	2,594	412	781	2,270	599
サービス業（他）	734	50	174	951	48	344	1,023	853	1,995	1,082	2,654	3,607	7,143	10,905	2,003	2,774	9,647	7,550	68,270	9,442	5,738	16,553	28,764	6,215

	近畿						中国					四国				九州・沖縄							
	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
全産業計	17,238	17,436	90,072	34,516	4,116	2,395	2,755	4,297	16,297	31,851	7,723	4,389	8,703	8,376	2,592	46,273	5,258	5,433	10,155	6,254	4,144	6,862	8,138
建設業	306	727	4,044	1,539	359	63	97	181	937	1,833	605	290	619	469	175	2,459	300	239	890	315	244	561	783
製造業	10,164	5,075	23,395	14,804	1,950	1,002	1,495	1,742	7,702	16,887	3,285	2,056	4,860	5,649	730	9,779	2,565	1,933	2,878	2,169	1,882	3,040	903
情報通信業	34	218	1,802	184	3	27	34	3	58	176	12	7	10	21	9	662	4	29	20	20	30	20	197
卸売業、小売業	718	1,890	12,614	3,884	306	358	145	264	2,109	3,648	1,892	414	739	702	242	8,944	340	695	1,093	435	340	628	1,135
宿泊業、飲食サービス業	501	2,095	13,452	3,592	294	199	141	165	900	1,426	493	200	285	242	113	5,266	479	533	653	845	207	335	1,435
教育、学習支援業	232	3,539	5,521	2,264	219	111	189	115	1,467	1,274	351	232	215	235	240	4,084	167	393	405	695	269	322	851
医療、福祉	160	463	2,305	1,067	162	154	63	73	371	414	170	264	237	202	97	743	106	176	170	106	77	160	244
サービス業（他）	3,499	1,633	15,728	4,209	493	147	138	1,295	1,223	2,527	406	109	558	172	56	6,683	255	184	603	677	86	309	1,001

10万以上      5万～10万未満      3万～5万未満      1万～3万未満

※厚労省「外国人雇用届出状況」の届け出状況まとめ（平成30年10月末現在）を加工



# 【参考】都道府県別・産業別外国人労働者比率 ※詳細／2018年10月末時点

	北海道・東北							北陸				北関東					南関東				東海			
	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	新潟	富山	石川	福井	茨城	栃木	群馬	山梨	長野	埼玉	千葉	東京	神奈川	岐阜	静岡	愛知	三重
全産業計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
建設業	6.7%	5.9%	5.5%	6.9%	2.7%	6.4%	8.6%	6.5%	8.3%	4.4%	5.2%	3.8%	2.9%	2.8%	4.1%	3.6%	10.0%	7.9%	2.8%	8.5%	3.8%	3.8%	4.3%	4.2%
製造業	27.5%	50.0%	59.6%	37.8%	50.5%	57.1%	41.6%	45.8%	50.5%	53.2%	44.8%	43.4%	44.0%	41.8%	40.2%	51.4%	39.6%	26.3%	6.0%	31.1%	57.9%	43.5%	45.3%	51.8%
情報通信業	2.1%	0.1%	0.2%	1.2%	0.3%	0.3%	0.2%	1.0%	0.2%	0.3%	0.3%	0.9%	0.1%	0.3%	0.1%	0.6%	0.7%	0.9%	10.7%	3.8%	0.2%	0.4%	0.9%	0.1%
卸売業、小売業	12.7%	7.9%	5.9%	10.2%	9.5%	4.1%	13.5%	12.4%	8.4%	7.1%	6.7%	5.4%	5.5%	5.0%	6.7%	4.4%	9.6%	14.1%	19.4%	13.3%	4.2%	6.0%	7.8%	4.9%
宿泊業、飲食サービス業	7.9%	4.7%	3.4%	10.2%	7.1%	3.3%	6.6%	7.1%	4.6%	6.2%	3.0%	2.7%	3.8%	4.0%	6.3%	6.1%	7.8%	12.0%	23.1%	11.2%	4.0%	5.5%	8.6%	4.6%
教育、学習支援業	12.0%	4.6%	7.3%	9.1%	13.9%	5.6%	3.6%	7.1%	1.4%	9.2%	1.5%	4.9%	2.8%	1.0%	3.8%	2.5%	2.6%	3.2%	5.1%	3.4%	1.8%	2.3%	3.8%	1.5%
医療、福祉	1.5%	2.5%	1.6%	1.9%	1.8%	3.0%	1.8%	1.8%	1.9%	1.6%	1.2%	1.3%	1.1%	1.5%	2.0%	1.6%	2.4%	3.5%	1.1%	3.3%	1.3%	1.4%	1.5%	2.2%
サービス業（他）	3.5%	1.6%	3.9%	8.6%	2.5%	9.2%	12.6%	9.6%	19.3%	11.0%	30.7%	10.3%	29.7%	31.6%	29.0%	15.5%	14.8%	13.9%	15.6%	11.9%	18.3%	28.9%	19.0%	22.6%

	近畿						中国					四国				九州・沖縄								
	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
全産業計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
建設業	1.8%	4.2%	4.5%	4.5%	8.7%	2.6%	3.5%	4.2%	5.7%	5.8%	7.8%	6.6%	7.1%	5.6%	6.8%	5.3%	5.7%	4.4%	8.8%	5.0%	5.9%	8.2%	9.6%	
製造業	59.0%	29.1%	26.0%	42.9%	47.4%	41.8%	54.3%	40.5%	47.3%	53.0%	42.5%	46.8%	55.8%	67.4%	28.2%	21.1%	48.8%	35.6%	28.3%	34.7%	45.4%	44.3%	11.1%	
情報通信業	0.2%	1.3%	2.0%	0.5%	0.1%	1.1%	1.2%	0.1%	0.4%	0.6%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.3%	1.4%	0.1%	0.5%	0.2%	0.3%	0.7%	0.3%	2.4%	
卸売業、小売業	4.2%	10.8%	14.0%	11.3%	7.4%	14.9%	5.3%	6.1%	12.9%	11.5%	24.5%	9.4%	8.5%	8.4%	9.3%	19.3%	6.5%	12.8%	10.8%	7.0%	8.2%	9.2%	13.9%	
宿泊業、飲食サービス業	2.9%	12.0%	14.9%	10.4%	7.1%	8.3%	5.1%	3.8%	5.5%	4.5%	6.4%	4.6%	3.3%	2.9%	4.4%	11.4%	9.1%	9.8%	6.4%	13.5%	5.0%	4.9%	17.6%	
教育、学習支援業	1.3%	20.3%	6.1%	6.6%	5.3%	4.6%	6.9%	2.7%	9.0%	4.0%	4.5%	5.3%	2.5%	2.8%	9.3%	8.8%	3.2%	7.2%	4.0%	11.1%	6.5%	4.7%	10.5%	
医療、福祉	0.9%	2.7%	2.6%	3.1%	3.9%	6.4%	2.3%	1.7%	2.3%	1.3%	2.2%	6.0%	2.7%	2.4%	3.7%	1.6%	2.0%	3.2%	1.7%	1.7%	1.9%	2.3%	3.0%	
サービス業（他）	20.3%	9.4%	17.5%	12.2%	12.0%	6.1%	5.0%	30.1%	7.5%	7.9%	5.3%	2.5%	6.4%	2.1%	2.2%	14.4%	4.8%	3.4%	5.9%	10.8%	2.1%	4.5%	12.3%	

30%以上      15%~30%未満      10%~15%未満

※厚労省「外国人雇用届出状況」の届け出状況まとめ（平成30年10月末現在）を加工

© 2019 TSUNAGU GROUP HOLDINGS Inc.



## Appendix

雇用上の注意点

特定技能について

在留資格について

# 留学生アルバイト雇用にあたっての注意点

- 外国人を雇用する場合、日本人を雇用する際にはない注意点がある。今回は主に留学生アルバイトを対象とした基本的な注意点を紹介。
- また、外国人を雇用した場合はハローワークへ届け出が必要で、期限内の届け出がなかった場合、指導・罰則がある。

## 雇用前：就労許可があるかを確認

在留カードで確認。

※在留カードは、中長期官滞する外国人が所持するカード。原則、持っていないと就労できない。

### 「就労制限の有無」欄

留学生の場合、ここは「就労不可」

ただし、資格外活動許可があれば可能。  
裏面を確認



### 「就労制限の有無」欄

表面「就労不可」でも、下記記載があれば就労可能。

「許可（原則週28時間以内・  
風俗営業等の従事を除く）」

## 雇用後：ハローワークへ届け出

日本の国籍を有しない方で、在留資格「外交」「公用」以外の方は届出の対象となる。  
なお、離職時も届出が必要で、期限は雇用時・離職時ともに翌月末日まで。

## 就労場所・時間の制限

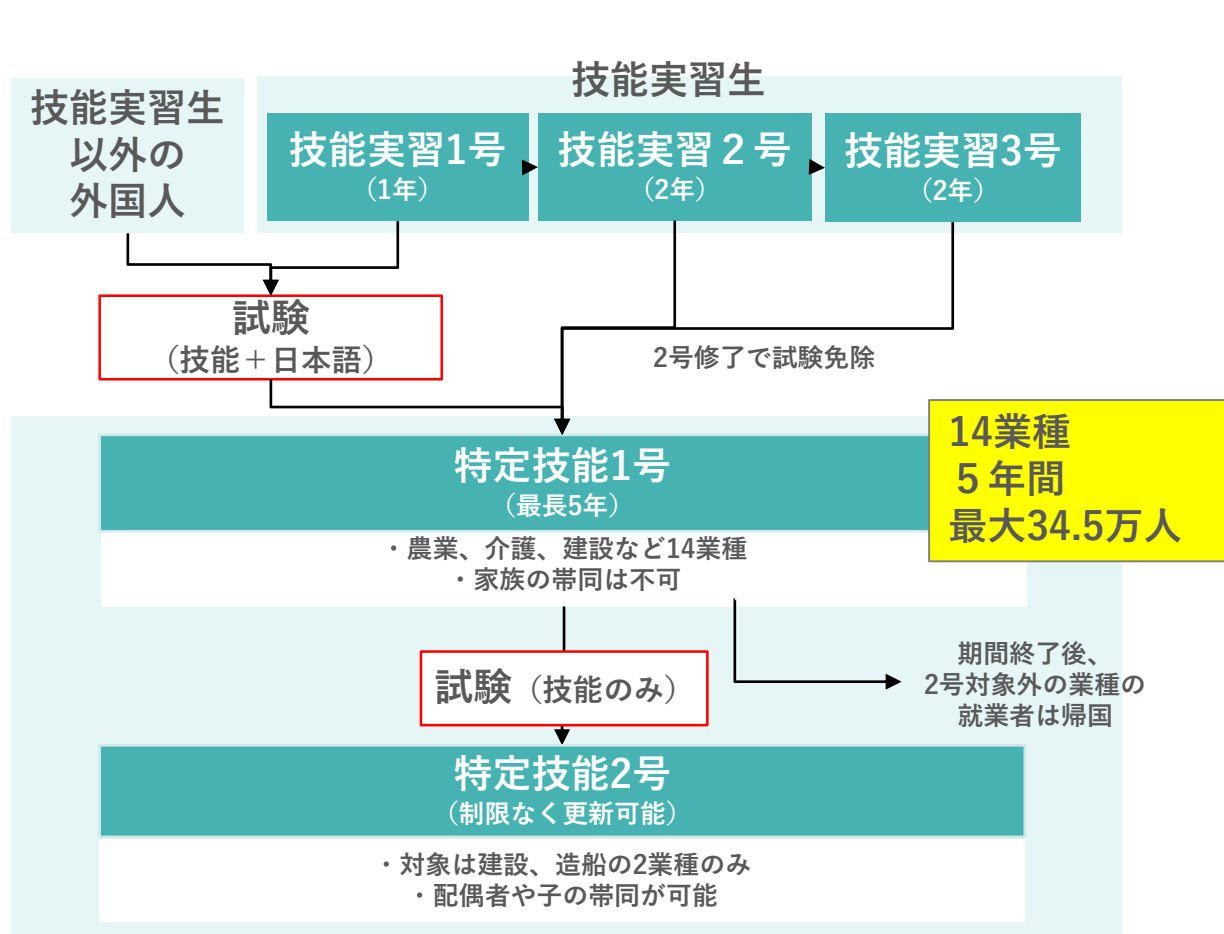
- ・場所 … 風俗営業等（キャバレー・料亭・クラブ・パチンコ店・ゲームセンターなどが該当）は除く
- ・時間 … 週28時間以内

留学生が在籍する教育機関が、学則で定める長期休業期間にあるときは1日について8時間以内まで可能

※複数のバイト先がある場合は、その合計の時間

## 新在留資格\_特定技能の概要

- 2019年4月から出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正。新たに「特定技能」という在留資格が加わった。
- 人手不足への対応策となっており、これまでは一部の例外を除いて外国人が働けなかった、宿泊業界・外食産業などでも、外国人が働けるようになる。
- 特定技能は滞在期間が異なる1号・2号とあり、1号は最長5年・2号は無期限に更新可能。14業種が対象で、5年間で最大345,150人を受入れる。



介護	60,000
ビルクリーニング	37,000
素形材産業	21,500
産業機会製造業	5,250
電気・電子情報関連産業	4,700
建設	40,000
造船・船用工業	13,000
自動車整備	7,000
航空	2,200
宿泊	22,000
農業	36,500
漁業	9,000
飲食料品製造業	34,000
外食業	53,000

## 在留資格について①

- 日本国内において報酬を得て仕事をするときや、日本国内に90日以上滞在するときなどはビザが必要となる。
- 入国前に目的に応じたビザを取得し、入国時に上陸審査を経てビザに応じた「在留資格」が付与される（あわせて「在留カード」が発行）。
- 在留資格には、就労可能なものと、就労不可のものがある。また、就労可能な場合も、その内容によりできる業務とできない業務がある。

外国人雇用状況内の在留資格区分	在留資格	本邦において行うことができる活動 «当該職業例など»	就労	在留期間
①専門的・技術的分野の在留資格	教授	大学教授、助教授、助手など	○	5年、3年、1年、3月
	芸術	作曲家、作詞家、画家、彫刻家、工芸家、写真家など	○	5年、3年、1年、3月
	宗教	僧侶、司教、宣教師等の宗教家など	○	5年、3年、1年、3月
	報道	新聞記者、雑誌記者、編集者、報道カメラマン、アナウンサーなど	○	5年、3年、1年、3月
	経営・管理	会社社長、役員など	○	5年、3年、1年、4月、3月
	法律・会計業務	日本の資格を有する弁護士、司法書士、公認会計士、税理士など	○	5年、3年、1年、3月
	医療	日本の資格を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師など	○	5年、3年、1年、3月
	研究	研究所等の研究員、調査員など	○	5年、3年、1年、3月
	教育	小・中・高校の教員など	○	5年、3年、1年、3月
	技術・人文知識・国際業務	理工系技術者、IT技術者、外国語教師、通訳、コピーライター、デザイナーなど	○	5年、3年、1年、3月
	企業内転勤	同一企業の日本支店	○	5年、3年、1年、3月
	興行	演奏家、俳優、歌手、ダンサー、スポーツ選手、モデルなど	○	3年、1年、6月、3月、又は15日
	技能	外国料理の調理師、調教師、パイロット、スポーツ・トレーナー、ソムリエなど	○	5年、3年、1年、3月
	介護	介護福祉士の資格を有する介護士など	○	5年、3年、1年、3月
	高度専門職1号イ、口及びハ	現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの ※就労の在留資格（除、外交、公用及び技能実習）と併せて高度専門職としての審査を受け、認定される必要	○	5年

## 在留資格について②

- 留学・研修・家族滞在・文化活動の在留資格を持つ外国人は、本来就労不可。
- ただし、「資格外許可」を得ていれば、一定条件のもと雇用することができる。雇用に関する注意事項、確認事項は次ページ参照。

外国人雇用状況内の在留資格区分	在留資格	本邦において行うことができる活動 <<当該職業例など>>	就労	在留期間
②特定活動	特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー入国者、報酬を伴うインターンシップ、EPAに基づく看護師、介護福祉士候補者など	△	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）
③技能実習	技能実習	海外の子会社等から受け入れる技能実習生、監理団体を通じて受け入れる技能実習生 ・技能実習1号「講習による知識習得活動」及び「雇用契約に基づく技能等修得活動」 ・技能実習2号 技能実習1号に従事し、技能等を修得した者が当該技能等に習熟するため、雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事する活動	○	内容により異なる
④資格外活動	留学	日本の大学・短期大学、高等学校、中学校、小学校等への留学生、日本語学校の学生など	×	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月または3月
	研修	企業・自治体等の研修生、実務作業を伴わない研修	×	1年、6月または3月
	家族滞在	長期滞在外国人の扶養を受ける配偶者及び子	×	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月または3月
	文化活動	無報酬のインターンシップ、茶道・華道の研究者など	×	3年、1年、6月または3月
届出対象外	外交	外交使節団の構成員、外交伝書使など	○	「外交活動」を行う期間
届出対象外	公用	外交使節団の事務及び技術職員並びに役務職員など	○	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
外国人雇用状況内の在留資格区分	在留資格	本邦において有する身分又は地位	就労	在留期間
⑤身分に基づく在留資格	永住者	法務大臣から永住を認められた者	◎	無期限
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、実子、特別養子（日系2世など含む）	◎	5年、3年、1年または6月
	永住者の配偶者	永住者の配偶者	◎	5年、3年、1年または6月
	定住者	インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子など法務大臣が特別な理由を考慮して一定の在留期間を指定し居住を認める者	◎	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

